

《論 說》

# 近代日本の風紀問題(非行・不良行為)に 対する法的対処について — 浮浪・乞丐、喫煙・飲酒及び性問題からの考察 —

On the legal response to the moral problem (delinquent behavior/  
Deviating behavior) of modern Japan (Meiji Period)  
- Consideration from Vagrancy, Beggars, Evils of smoking  
and drinking, Sexual problems -

鷺 野 薫

## I はじめに

明治期近代日本の青少年の逸脱行為が「風紀問題」として捉えられ、対応策・矯正策として各省の法令・布達等による制度設計と取締が実施された。本稿は、その策定過程における時代背景や当時の風習等から警察の取締や学校の規制を概観する。また、未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法に関する帝国会議議事録を一瞥し、当時の政府及び議員が不良化問題をどのように考えていたかを探究する。

近代化と伝統文化の軋轢による Cultural friction を如何に統制したかを知ることは、現代社会問題への指針を見つけることに繋がるものと考え。

## II 時代背景

維新後の近代法が整備される中、全國民事慣例類集<sup>(1)</sup>によると各地の実態は、丁年扱いは15歳前後と幅があり、子弟不行跡ある場合の勘當に関する手続も地域毎に異なる等、統一した法執行には程遠い状況であった。生活の基礎となる行政単位は、1878(明治11)年に「郡区町村編

成法」等(明治11年太政官第17號～第19號布告)が施行され、従来とは全く異なる制度となり、制度の定着は1889(明治22)年の市制町村制まで待たねばならなかった。

教育制度は、1873(明治6)年の「学制」(太政官第214號)、1879(明治12)年「教育令」(太政官布告第40號(翌年「改正教育令」同第59號))で、文部省や府県の権限が明確にされた。1886(明治19)年には、文部卿森有礼が教育令を廃止し、「学校令」(勅令第14號)等を施行した。更に、1890(明治23)年総理大臣山県有朋が、「軍人勅諭」(明治15年下賜同年陸軍省達乙第2號)に倣い、「教育ニ關スル勅語」を下賜されるよう図り、国民教育の基本方針を確定した。

諸制度が確立される中、急激な産業化や都市化により、貧困に伴う生活問題が増大し、貧困地区の形成、劣悪な労働条件等から派生する非行・犯罪などが表出した。当時の国民には律令的福祉法制である「鰥寡条」(養老令戸令32)が内面化しており、扶養は近親者による私的扶養が基本であり、それが不可能の場合は「お上」に委ねるものと考えられていた。「恤救規則」(明治7年太政官達第162號)も、「人民相互ノ情誼」等と規定している。しかしながら、「身売り」、「捨て子」などの家族問題、労働人口の8割を占める農民の都市流入による就労・就学問題が噴出し、加えて士族の失業問題が深刻さを拡大した<sup>(2)</sup>。

### Ⅲ 明治期の青少年非行問題

#### 1 明治期の非行実態

小河滋次郎の「未成年犯罪者の処遇」によると<sup>(3)</sup>、1882(明治15)年の未成年者刑事裁判人員、総数9,016人(12歳未満228人、16歳未満2,117人、20歳未満6,671人)が、明治25年には、総数25,246人(12歳未満901人、16歳未満7,291人、20歳未満17,054人)と急増している。

明治中期の非行問題は、書生・学生の風紀紊乱(男女間の性行為(墮落問題)、遊郭登楼、女子学生の売春問題等)や、学校騒擾、試験病(精神

的煩悶)、児童の飲酒・喫煙問題等が取り上げられ、広く「風紀の乱れ」と解されている。留岡幸助は、不良少年の原因を「境遇(家庭)」にあるとし、問題が明らかになったのは、新聞雑誌の警鐘、警察の厳重な監督及び父兄が子弟の教育に注意を向けるようになったことが影響していると分析している<sup>(4)</sup>。

学生の性衝動に対する「取締」が強化されるのは、1906(明治39)年の牧野伸顕文部大臣以降である。牧野は、同年6月文部省訓令第1號を發して、学生生徒に対する風紀矯正の方針を示した<sup>(5)</sup>。牧野は、学生の風紀が頹廢した原因として、図書や雑誌が「或ハ危激ノ言論ヲ掲ケ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ或ハ陋劣ノ情態ヲ描」いており、これは教育上有害なものとして糾弾する。学生や生徒の読む図書類は「其ノ内容ヲ精査シ有益ト認ルモノハ勸奨スルト共ニ苟モ不良ノ結果ヲ生スヘキ虞アルモノハ学校ノ内外ヲ問ハス嚴ニ之ヲ禁遏スル」とした。

医学博士富士川游は、異常児童の概念の中に『不良少年』を含め、「強制教育」(Zwangserziehung)である保護教育が必要であるとする。児童の悪化については、人格の疾病であることを認め、それに相応しい身体教育及び精神的措置を施すことが肝要であると説いている<sup>(6)</sup>。これは現在の人格障害者へのケアと相通ずるものがある。

乞丐、浮浪等の行為について、当時の西洋諸国では、社会的弊害・社会的疫病又は社会的危険と考え、何らかの法的措置を行うことは自然なことと考えていた。1985年のパリ国際監獄會議の決議で、①社会は乞丐及び浮浪者に対して刑法上の方法を以て社会保護の処分を為す権利がある。②乞丐、浮浪者は、(a) 廢疾者若は疾病に罹る困窮者、(b) 偶発的乞丐及び偶発的浮浪者、(c) 職業的乞丐及び職業的浮浪者、によって処遇を分ける。③(a)については、必要な能力が恢復するまで養生する。(b)については、公私の保護に分け養育院又は救済施設(強制労働あり)に收容する。(c)は、累犯予防のため厳格な処分をする。としている<sup>(7)</sup>。

当時日本では、乞丐、浮浪者に関する法律の規定は未整備で<sup>(8)</sup>、1875(明

治8)年の行政警察規則(太政官第29號)第3條で、「第一人民の妨害を防護する事、第二健康を看護する事、第三放蕩淫逸を制止する事、第四國法を犯さんとする者を隱密中に探索警防する事」としている程度であった。その後、行政執行法(明治33年法律第84號)が、救護を要する者及び公安を害する虞ある者に対して「檢束」を規定した。また、警察犯處罰令(明治41年内務省令第16號)では、一定の住居、生業なく諸方を徘徊する者は30日未滿の抑留とし、乞丐を為し又為さしめた者も30日未滿の抑留又は20圓未滿の科料に処した。

米田庄太郎は、フランスンの Jean Cruppino の定義に基づき、浮浪者の法律的定義を①一定の住居を有せず、諸方を徘徊し浮浪すること。②生活手段、資産を持たないこと。③常習的に何らの労働も職業も営まないことであると、浮浪者の法律的概念は經濟的見地から考えるもので、処遇も經濟的な自立を目指すものでなくてはならないと主張し、授産的処遇の必要性を説いた<sup>(9)</sup>。

我国では授産訓練施設でもある徴治場への入出獄者の状況は、次表のとおりである。明治中期に急増し、以後漸減している。

懲治人出入	入 獄				出 獄					
	繰越人員	新入人員	転入	合計	満期	假出獄	疾病等	逃走	死亡	合計
明治15	84	273	0	357	135	60	49	6	2	252
明治16	105	266	0	371	121	77	39	13	2	252
明治17	120	373	21	514	327	32	27	2	2	390
明治18	124	534	40	698	453	23	53	0	0	529
明治21	179	469	7	655	457	11	12	2	0	482
明治22	173	551	10	734	455	19	26	1	2	503
明治23	231	802	12	1,045	771	7	3	1	5	787
明治24	258	918	18	1,194	900	3	19	0	4	926
明治25	274	991	12	1,277	1,003	6	12	2	10	1,033
明治26	244	909	21	1,174	920	1	21	0	2	944
明治27	230	1,046	8	1,284	1,014	4	9	1	4	1,032
明治28	253	765	0	1,018	793	1	12	0	3	809
明治29	209	559	5	773	604	2	8	0	2	616
明治30	157	534	1	692	495	6	3	0	3	507
明治31	185	623	1	809	592	0	0	0	4	596
明治32	213	420	3	636	455	4	0	0	3	462
明治33	174	340	3	517	365	6	1	0	1	373
明治34	144	288	6	438	284	0	0	1	0	285
明治35	152	346	30	528	279	3	31	0	0	313
明治36	215	428	100	743	280	7	87	7	1	382

～32まで内務省統計、33～司法省監獄統計 から筆者作成

## 2 警察の対応

### (1) 一般的な取締

警察の沿革は、1867(明治元)年「假市中取締」、1871(明治4)年邏卒屯所の設置(1874(明治7)年邏卒を巡查と改称)に始まる<sup>(10)</sup>。1872(明治5)年警保寮職制章程が制定され、「警保寮…ハ國中ヲ安靜ナラシメ人民ノ健康ヲ妨ケル者ヲ予防スルニアリ」とし、「地方ノ規則…違式註違ノ条例ハ各地方ノ民俗情勢ニ從ヒ便宜斟酌裁定スルヲアルヘシ」とし、地域の独自性を認めている。東京違式註違条例では、「春画及ヒ其類ノ諸器物ヲ販賣」等、風俗、営業、生活一般を規制する内容となっている。取締と処分の一體的規定は、行政警察と司法警察が未分離であった実態に起因する<sup>(11)</sup>。

1873(明治6)年司法省達は、「不良之子弟懲責之爲メ徒場入願出之儀ニ付東京府ヨリ掛合有之別紙之通り廻答ニ及ヒ候間預テ申入置候也」とし、父兄から行状不届きにより徒場へ入願する場合は、裁判所において取調することとし、裁判主義を謳っている。また、1878(明治11年)警視廳甲第38號では、「瘋癲人看護及ヒ不良ノ子弟等教戒ノ爲メ不得已私宅ニ於テ鎖錮セシメントスル者ハ明治九年三月十四日元警視廳ニ於テ區戸長へ相達候懲治檻入願手續ニ照舉シ其事由ヲ詳記シ親族連印ノ上瘋癲人ハ醫師ノ診斷書ヲ添へ所轄警視分署へ願出認許ヲ可受此旨布達候事」とし、懲治場入獄手続に準拠することを示し、司法的手続を求めている。

1880(明治13)年の舊刑法(太政官布告36號)第4編違警罪において、「定リタル住居ナク平常營生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者」等が取締りの対象とされた。警察は、出獄人、壮士及び浮浪者等の種類の人物は、法律規則の外に放浪し、自ら危険人物となることから、保安警察上の取締りが社会防衛上必要不可欠のものと考えていた。出獄人については、付加刑「監視」による予防を行い、壮士については、徘徊、人家立入り、強談或は強迫等があれば、これらの行為を見聞した者は最寄りの警察官吏へ申告するよう指示している。この中で「近來不學輕躁ノ子弟等躬ツカ

ラ天下ノ壯士ト稱シ、…家宅侵入ノ罪ヲ組成スルモノ…明治十四年甲第六十號布達第八項ニ適スル事實アリト認メタルトキハ直チニ之ヲ照依シ漏ナク處分スベシ」としている。浮浪者についても、明治30年11月警視廳内訓により、博徒、無頼漢で財物を強請する者、無頼漢で争鬪を為す者を視察するよう指示している。浮浪者は浮浪者原表で管理し、乞丐は国家の安寧秩序を危害する虞があることから管轄内から放逐することとしており<sup>(12)</sup>、根本的な対策は検討されていない<sup>(13)</sup>。また、瘋癲人に対する扱いは、「便宜救護…暴行ヲナシ救護ナシ難キモノハ最寄監獄ニ救護方囑託スヘシ」と救護指示を発する等<sup>(14)</sup>、当時の警察の所掌範囲の広さを窺わせる。

明治中期以降の青少年犯罪化現象は、貧困による浮浪、就学困難からの不良集団化等があり、当時は「盗兒團」、「乞食」、「グレ」等と称された。グレとは「怠惰、放縦な不良浮浪児」で<sup>(15)</sup>、地廻、與太者などとも呼ばれていた。興行荒しや飲食店への金銭要求、的屋や博徒の子分となり傷害事件を起こすことも多く、犯罪者集団との意味合いが強い。また、無断上京者や家出少年が盛り場に集まり新たなグレ集団（新グレと呼称）を発生させた。これらの行為に対処するため警察は、各種規則を用意し罰則を加えた。警察規則における罰則は、違警行為に対して一定の自由制限及び科料等を科すものである。罰則を規則に規定するには、帝国憲法第23條の立法事務が必要（法律委任が必要）であるが、罰則の命令委任について、1890（明治23）年命令ノ条項違犯ニ関スル罰則ノ件（法律第84號）で「命令ノ條項ニ違反セル者ハ其ノ命令ニ規定スル所ニ從ヒ二百圓以内ノ罰金若クハ一年以下ノ禁固ニ處ス」とし、同年省令廳令府県令及警察令ニ關スル罰則ノ件（勅令第208號）は、「各省大臣ハ法律ヲ以テ特ニ規定シタル場合ヲ除ク外其發スル所ノ省令ニ二十五圓以内ノ罰金若クハ二十五日以下ノ禁固ノ罰則ヲ附スルコトヲ得」としていることから、罰則を行政規則で付設し得るとの理解が一般的であった<sup>(16)</sup>。

警察犯處罰令（明治41年内務省令第16號）において、「密賣淫」、住居

又は生業のない「徘徊スル者」、及び理由なく「面會ヲ強請、強談威迫」した者は、30日未満の拘留(第1條)であり、「合力、喜捨ヲ強請」した者、「乞丐」、他人の業務に「悪戯又ハ妨害」した者、道路で「喧噪、横臥又ハ泥酔」する者、「刺文」(入れ墨)等は、30日未満の拘留又は20圓未満の科料(第2條)であった。更に、「袒裼、裸裎シ又ハ臀部、股部ヲ」露出した者、「動物ヲ虐待」した者等には、20圓未満の科料(第3條)に処するものとしていた。

## (2)風俗警察

当時の風俗営業に対する取締規制は、各府縣で制定する運用であり、最初の規制法は、1882(明治15)年大阪府の劇場取締規則(甲第92號)、観物興行場並遊覧所取締規則(甲第94號)、遊戯場取締規則(甲第118號)であり、1888(明治21)年に改正された観物場及遊覧所取締規則(府令第76號)である。「観物場」とは、相撲、足藝等の諸技芸を見せる場所、「遊覧所」とは、園囿、樓閣を設け運動や眺望を見せる施設と規定している。これらの施設の設置には、地主等の承諾の諸届、猥褻物や悪臭を放つ物の禁止、歪曲された情報の伝達の禁止、身体障害者の観覧の禁止などを規定している<sup>(17)</sup>。また、1882(明治15)年大阪府甲第127號達では、違反者について「此規則ニ違背シタル者ハ違警罪ヲ以テ罰セラル、ノ外營業ヲ停止シ又ハ禁止スルコアルベシ」としている。

国の方針としては、府縣布達条規ニ違反スル者ノ処斷ニ關スル太政官布告(明治10年第13號)によると、「各府縣廳ヨリ布達スル所ノ条規ニ違反スル者ハ裁判官ニ於テ壹圓五拾錢以内ノ罰金ヲ科ス」となっており、裁判主義を謳っている。また、1891(明治24)年の警察令(第15號)の観物場取締規則では、観物場及び遊覧所について列記し、設置場所について、學校や病院等とは適当な距離をおくよう指示しており、学生風紀上の配慮をしている。

賣淫問題に対する法的不備について、大場茂馬は「人權伸張論」の中で、

「外国の法は人を賣買すると重罪を科すが、日本では父母後見人等が幼者を賣って良いこととなっている。」と指摘し、娼妓になるのに親や観護者の同意を要し、国家が親にその承諾を求める形であり、その上で淫売業を幼者に強いているのは、狂暴の沙汰であり、国民道德の低級な事の証左であるとし、「幼年者保護法」の制定を訴えている<sup>(18)</sup>。

芸娼妓について、政府は1872(明治5)年太政官布告第295號で藝娼妓解放令を出し、人身売買の禁止及び芸妓・娼妓を含めた年季奉公人の解放を命じた。これは、ペルー船「マリア・ルース号」事件におけるペルー側の「日本は遊女という奴隷制度を公認している」とする主張と年季奉公証文が国際社会に与える影響を考慮したものであった。但し、その背景には、売娼の黙認による娼妓の散逸を意図した司法省と公娼制度の設置による集中管理を目指した大蔵省の対立があったとの指摘もある<sup>(19)</sup>。川路利良は、1876(明治9)年娼妓等を一元的に警察の管轄下におき、許可地域における公娼を管理し私娼を排除した。これは、性病の蔓延が国際社会に与える負の影響を考慮したものであり、内務省衛生局内達乙第45號(明治9年府縣宛)は、「傳染病毒ノ最酷厲ナルモノハ黴毒ヨリ甚タシキモノ無之禍源ハ専ラ娼妓賣淫ニ起因スレハ豫防ノ法ハ娼妓黴毒検査ノ外無之…」と指示し、併せて、政府は全国の遊郭地に『驅黴院』を設置し、検黴制度を創設した。同年警視局第77號娼妓黴毒検査規則が發布され<sup>(20)</sup>、貸座敷所在地に黴毒検査所を置くことを義務付けた。検査の結果、り患している者には警視病院での入院治療を行うことを命じている。

1900(明治33)年の娼妓取締規則(内務省令)は、「十八歳未満ノ者ハ娼妓タル事ヲ得ス」(1條)、「娼妓名簿ハ娼妓所在地所轄警察官署ニ備フ」

(2條)、また、「娼妓ハ廳府県令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ス」(7條)と定める。また、同年の貸座敷、引手茶屋、娼妓取締規則(警視廳令)の第1条には、「警視廳ニ於テ指定シタル…指定地」でのみ営業ができるとされている。これは、明治憲法の保障する居住移転の自由にもかかわらず、行政執行法の規定(「風俗上ノ取締ヲ要スル業ヲ



為ス者ノ居住其ノ他ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」に基づいて課せられたもので、娼妓を指定地内から出さず、日常生活においても道路に出て佇むことや、道路から見える所に低徊することを禁じている(廳令39条)。未成年者等に接触させることや逃散を防止したものであろう。その結果、密賣淫は楊弓場や銘酒店、飲食店や新聞縦覧所に抱えられ、警察は舞踏場取締規則(1928年警視廳令)、特殊飲食店営業取締規則(1933年同)等規制を実施したが、問題の拡散は止まらなかった。

油谷次郎によると、明治27年の売春婦等の数は下表のとおりである。

	東京	大阪	京都
娼妓数 (人)	4,808	4,420	1,267
技藝数 (人)	2,597	1,432	----
密賣淫数 (人)	9,860	----	----
遊郭客数 (人)	939,331	1,284,484	584,887
遊郭上り高 (銭)	453,468.45	1,289,576.32	721,678.32

(参)東京の遊郭客数・上り高は明治26年上半年分であり、実数は約倍となる。

油谷次郎書より筆者作成

これに地方の醜業婦を加えると数万人となり、青年を害し、性病を蔓延させていると警鐘する。また、明治25年の私生児は72,369人割合にして約6%で、風俗問題を軽々に見過ごしてはならないとしている<sup>(21)</sup>。

1990(明治33)年10月の娼妓取締規則施行ノ件(内務省訓令第940號)では、娼妓が受ける監督は「主トシテ風俗及衛生上ノ取締」と「體質ニ耐ヘサル苦行…他人ノ虐待」も対象としている。また、稼業について、「他人ノ誘惑若クハ誘拐セラレ」ていないか確認するよう訓示している。更に、行政執行法(同年法律第84號)は、「賭博、密賣淫ノ現行」を認知した時は、日出前日没後にも住居へ入ることができる(2條)としている。次に、「密賣淫」には健康診断を受けさせ、「傳染性疾患ニ罹リ必要アリト認ムルトキハ病院ニ入ラシメ又ハ指定シタル場所ニ居住」させ、「資力ナシト認ムルトキハ廳府懸警察費ヲ以テ支弁」するとしている(3條)。

1918年前後の花柳病患者(大正元年～同4年間での平均値)は下表のとおりである。〈内務省衛生局1918年花柳病調査表から筆者作成〉

	15歳迄	20歳迄	25歳迄	30歳迄	40歳迄	50歳迄	50歳上	計
患者1000に対する花柳病割合	1.58	5.6	14.75	13.16	10.75	4.39	1.84	52.07
人口割合	34.94	9.24	8.01	7.44	13.78	10.11	16.48	100
花柳病率	3.03	10.75	28.33	25.28	20.65	8.43	3.53	100
発症推定率	0.81	10.84	32.96	31.66	13.97	7.77	1.99	100

上記患者割合を職業別に分類すると

区分	農業	漁業	鑛工業	職工徒弟	商業	船員夫	労働者	官員	軍人	自由業	会社員	賣笑婦	学生	生徒	無職者	計
合計	10.94	2.22	2.51	4.20	12.58	1.99	3.12	1.67	0.36	3.95	3.10	1.34	0.66	3.21	52.07	
男	13.11	2.70	3.46	5.07	16.51	2.98	4.29	2.33	0.41	2.98	4.63	0.00	1.43	3.18	64.08	
女	8.00	1.57	1.31	1.67	7.30	0.68	1.54	0.75	0.28	5.22	1.06	3.16	0.12	3.24	35.90	

(参) 家族を含む。軍人の内軍病院治療は未算入

### 花柳病区分

	微毒	軟性下疳	淋病	計
総数	139,038	54,517	142,504	336,059
男	95,737	41,063	100,423	237,223
女	43,301	13,454	42,081	98,836

上記から理解できるように、人口割合では若年層の高率と商業者、職工徒弟などの高率が窺える。高木五十太が明治中期に廃娼を進めるには、青年生徒の徳育の涵養と女子徳性の涵養が必要で、これはいずれも教育による知識や教養の向上が必要であると説いていることは重要であったと言える<sup>(22)</sup>。

## IV 文部省・学校及び軍教育の対応

### (1) 学生生徒の状況

明治初期における教育思想の欧風化への反動から、「教育勅語」や「修身」による皇国思想が、学校教育というシステムにより全国的・全国的に内面化された。学校は、国民の教育レベルの向上とともに、良い人材を軍隊へ送り、技能のある産業人を育成することを目的化されていた。しかしながら、鈴木龜壽によると明治20年前後の学生の実態は、「實に云ふに躬びざること多く、…甚しきに至りては、淫猥極まることを耳にすること多し、又彼の青年書生が、巻烟草を薫らし、長き羽織の紐を用ゐ、

帽子を斜めに冠り、ステッキを振り回し、肩を聳やかして歩行する」等傍若な態度のものが多くなっていると指摘している<sup>(23)</sup>。これは、社会からの感化による模倣であるとし、更に、「風儀を害する繪書、寫眞…囃娼妓…寄席演劇場等の演技も往々風儀を害するものある…兒童は學校にて修身の話を聞くも、…風儀を害する繪書等を見る」と嘆いている。愛知第一中学校長の日比野寛は、「墮落」とは「放蕩逸樂、よし墮落の甚だしきに非ざるにもせよ、元氣消沈し、意氣阻喪して、有為の青春を徒爾に附するもの」であるとし、放蕩逸樂という過度に活動的な状態のみならず元氣消沈、意氣阻喪のような静的状態をも「墮落」に含めていることは注目すべき指摘である<sup>(24)</sup>。

このような状況の中、文部省は1881(明治14)年學校等ヲ諸般ノ集會ニ假用スル規定(達第38號)により、「從來學校等ヲ假用シテ諸般ノ集會ヲ舉行スル向モ有之候處其行爲ノ遊興弄戲ニ屬スルモノ並ニ言論ノ猥詭激ニ渉ルモノハ教育上妨害少ナカラサル儀ニ付右ニ充用セシメサルハ勿論都テ學校ノ監督上ニ不都合無之様取締可致此旨相達候事」とし、内容により施設の使用を認めないよう訓示している。また、翌(明治15)年にも内達を直轄學校等へ發出し、「學校生徒ニシテ妄ニ學術演說ヲ爲スハ教育上不都合ニ付右不相成尤公衆ヲ集メシテ之ヲ爲スハ不都合ナシト認ムル分ニ限り差許候儀不苦候條此旨内達候事」と集會演說を禁止している。更に、1885(明治18)年には、公立學校生徒多衆集會等ノ取締(達第2號)を以て、生徒が多数集合し、噪暴危険若しくは奇異な行為に及ばないように学校において取り締まるよう指示している。東京府は、同年丙第6號により、郡区役所等へ、「諸生…或ハ運動會ト號シ或ハ旗奪ト唱へ皆其名ヲ體操ニ籍リ多人群リ酒を飲氣ヲ使街上ヲ横行シ甚キハ瓦礫ヲ人家ニ抛ツ等」の行為があるので、諸學校へ學業に專念させるよう厳達せよと指示している<sup>(25)</sup>。その後も、1889(明治22)年府縣學校教員生徒ノ講談演說ノ取締(文部大臣訓令)などが發出されている。

この時期は學校紛擾が起こっており、生徒が職員の辞任を要求するよ

うなこともあった。そこで文部省は、1893(明治26)年に訓令第4号により、「公立學校生徒ニシテ其學校職員ニ辭職ヲ勸告シ又ハ上司ニ對シ其學校職員ノ免職轉職ヲ要請スルモノハ學校ノ紀律ニ背クモノトシ當該學校ニ於テ用キル所ノ懲罰ノ例規ニ照シ處分ヲ爲スヘシ」と嚴重処罰するよう指導している。翌年27年には、校長及教員タル者ノ生徒取締方(訓令第2号)で、「一 師ヲ尊ヒ長ヲ敬フハ德育ノ一大要義ニシテ此ノ點ニ於テ闕クコトアラハ驕傲不順ノ習ヲ養ヒ學校ノ目的ニ背ク者ナリ校長及教員タル者ハ此ノ意ヲ體シテ生徒ヲ薰陶スルコトニ注意スヘシ」とし、生徒には「二 官立及公立學校生徒ハ三名以上合同シテ意見ヲ申立テ又ハ校長教員ニ對シ強テ面陳若ハ答辨ヲ求ムルコトヲ得サルヘシ」と制止し、なお抵抗・強迫、課業を妨害する場合は、「一學年間以内ノ停学」又は「放校」処分にする事とした。更に、翌28年には訓令第1号により、放校処分者の族籍氏名を文部省へ報告するとともに、教員に採用しない事とした<sup>(26)</sup>。日常の学生生徒の生活を視察監督し、一定の行為に出た場合には停学・放校の重い処分を用意することにより、学校内外での問題・逸脱行動を予防しようとしたわけである。

寺田勇吉によれば、『學校紛擾』を「生徒ノ教員排斥運動」、「規則に嚴密ニ過クルコト」、「規則ノ施行緩漫ニ流ル、コト」、「寄宿舎生活ノ不愉快ナルコト」等区分し、兵式体操の訓練に陸軍豫後備士官を充てるのは、武の精神ヲ涵養し規律節制に従う良習を養うことにあるが、その士官が品性に欠け軍人の氣習を持たない者が多く、生徒の紛擾の原因を作っていると指摘している。また、学校規律について、兵式的規律を学校諸般の事柄に適用すべきではないとしている。理由は、学校生徒の管理は、精神的に行うもので、兵卒の管理は、器械的に行うものであり、混同するのは目的と手段を誤ることになるという。更に、学校を平穩に維持するためには、「生徒ノ非行ヲ寛假スヘカラス」とし、「生徒ノ粗野ノ風ヲ去ラサルヘカラス」であり、家庭教育の必要性を説いている<sup>(27)</sup>。この時期、軍人の貧性を取り上げ、学校教育に不向きであることを公言したことは

評価すべきであろう。

文部省の訓令指導にも関わらず、学校の紛擾事案は明治38年以降急増していく。寺崎昌男によれば、明治後半の紛擾には、教師による使喚扇動行為があったとし、学校環境を含めた社会全体の動揺期であると分析している<sup>(28)</sup>。実際、留岡幸助による当時の社会分析では、「不良少年なる者が、下等社会と貧民部落に多きこと…五六歳より十二三歳…掏摸窃盗となり」、「書生中墮落したるもの…私塾及び中學程度にある十六七歳より二十歳迄の青年に多し。」としている。対策として、「中學程度の學生は精々地方より東京に遊學せぬよう父兄において注意」し、学校では「家庭の寄宿舎を造り親切なる主婦之に當ること」、「未丁年者をして上京せしめざること」、「警視廳の権力を假て一層嚴重に取締こと」等としている<sup>(29)</sup>。

また、井田竹治は、学生風紀紊乱の要因を学生の心理にある「内因」と、それ以外の「外因」に区分し、更に「内因」を間接的なものと直接的なものに分ける。前者は「因習久シキ弊風不道理ナル僥倖心、上流人士風儀ノ頹廢、社会制裁力ノ欠乏」、後者は「無謀ナル修學ノ計画、失敗ノ経歴、浅気輕薄ナル學風」である。そして、「外因」として「學校ノ無責任、悪友、新聞雜誌小説ノ害、演劇寄席等、飲食店等、花街」を挙げる<sup>(30)</sup>。日比野寛は、学生墮落の原因は「維新の更始と泰西思潮の輸入、學校及び學校的塾舎の勃興、學問心の普及に伴へる時弊、學校の不足、社会制度の不正確、家庭の欠陥、學生宿舎の不備」を指摘し、教育の時弊とは、學問熱が広まり教育へのアクセスが容易になった結果、志の低い者も漫然と學校に通うようになったことであるとす。また、「學校の不足」から入学競争が激化し、志を遂げぬうちに生徒が誘惑の魔の手に陥ることを懸念している<sup>(31)</sup>。いずれも、安易な就學風潮と学生の受入体制の未整備による弊害を学生の非行化の原因と捉えている。松原太郎は1889(明治22)年神田錦町にあった下宿屋の帳簿『下宿届簿』から、下宿人の滞在目的を区分し、「通學」41.5%のほか、「遊學」18.7%、「觀光」9.8%等、3割近くが

主たる目的のない下宿人であることを明らかにしている<sup>(32)</sup>。更に、脇田良吉は、小学校で落第する子供や不良少年は、親は元より国家にとっても重大問題である。危険思想家、犯罪者、惰民等を例に挙げ、「監獄法を施行しても犯罪者・不良少年は少なくならない。」「孤兒院や養育院という救済事業も根本をもちがえれば、惰気を生じさせるだけである。」と論じている。小学校で排除された子供は、飲酒・遊惰・博奕や浮浪などの行為を起こしやすく、学校は、成績不良児を見逃すことなく、同情を以て個別的に指導すべきであると主張する。加えて、家庭への指導の必要性を説き、学校で捨てられる子供の親の多くは飲酒家であり、禁酒すべきであると言う<sup>(33)</sup>。

学校紛擾から放逸不良行為まで学校が抱える問題は多様化し、文部省は学生生徒に対する取締強化を図っていくこととなり、1987(明治30)年に明治26年訓令第11號が廃止されたことを受け、文部省訓令第10號を發出し、「國運ノ泰否ハ教育ノ弛張ト相仍者最モ密ナリ…教育ヲ司ル者ノ責務ニ属ス…教員タル者政論ニ參與シ政争ニ狂奔スルカ如キコトアランカ職務上ノ公平威信ヲ保チ…教員タル者ハ徒ニ上司ニ反抗シ他人ヲ誹毀シ又ハ公衆ヲ挑發スルカ如キ行為ハ常ニ之ヲ慎ムヘキ…」とし、教員に対し、政治的な行動や管理者への反抗的な行動をとらないよう訓示している。次に、1905(明治38)年學校生徒ノ學校外取締ニ關スル通牒(文部次官通牒)を發出し、「一 一般ノ學校ニ於テハ生徒ノ居所校外ニ於ケル動靜ヲ明ニシ視察監督ヲ怠タラサルコト 二 一般學校生徒ニシテ寄宿舎ニ入ラサル者ハ家庭ヨリ通學スルモノヲ除ク外學校ニ於テ撰定シタル宿所ニ集メ視察監督ニ便ナラシムルコト…」とし、校外での動靜把握及び指導監督に努めるよう指示している。各学校は校則で、『通學生徒取締規則』を策定し、例えば、奈良縣立農林學校の場合、「第一條 本校通學生徒ニシテ自宅ヨリ通學スルノ外相當ノ監督ヲ受ケ得ル宿所ヲ撰ヒ其事由ヲ詳記シ正保證人及寄宿所ノ戸主連署ヲ以テ願出ツヘシ 第二條 前條ニ依リ通學ヲ許可セラレサル者ハ總テ寄宿舎ニ入ラシム」として、

間借・下宿を認めないこととしている<sup>(34)</sup>。

## (2)軍教育関係

1872(明治5)年徴兵告諭(太政官布告第379号)が出され、翌6年「徴兵令」(太政官布告陸軍省発布)が発せられた。同令には「徴兵編成並概則」が添付されており、男子は満20歳で徴兵検査を受け、検査合格者の中から抽選で「常備軍」として3年間服役させるほか、「常備軍」退役後4年間は、「後備軍」として戦時召集の対象とした。戸主、体格が基準に達しない者や病気の者、代人料支払者等は免除され、官省府県の役人、官立学校生徒等の免除や猶予の特典があった。また、『徴兵告諭書』の中に、「西人之ヲ稍シテ血税ト云フ其生血ヲ以テ國ニ報スル」との文言があり、不公平感や誤解から各地で徴兵令反対の行動が起こり、更に、徴兵逃れのための養子縁組、遠方への逃亡、自傷行為或いは各種学校へ入学を企図する等の忌避行為が目立った。明治10年6月26日の内外兵事新聞306號社説徴兵論には「徴集を忌避厭嫌するの情は毎年依然として…當時に異ならざるのみならず、年を逐うて點智に長じ狡計を逞うし、巧みに辭を設けて服役を脱せんこと謀る…」と論説している<sup>(35)</sup>。愛知県知事訓令第5號では、「明治二三年陸軍省甲第四號ヲ以テ明治二二年以前徴兵及陸軍豫備兵後備兵ニシテ失踪逃亡ノ者隨時捜査方訓令相成候」とし、捜索発見するよう訓示している<sup>(36)</sup>。1889(明治22)年の改正は免役条項を廃止して、国民皆兵主義を明確にしたが、官立学校学生等の免除規定は依然残っており、徴兵逃れの就学希望者が増大している。

軍隊内での兵教育の骨子は、1888(明治21)年軍隊内務書(陸達第197號)である。これは、『歩兵内務書第一版』(明治5年)を継承したもので、第一章総則から第三八章會計事務雜則であり、給貸与品の整理の仕方を図解までしている<sup>(37)</sup>。新たに徴用された新兵は、軍隊内務書を詳読させられ、命令に対する服従、各職種を理解を進めることが必要とされた。命令に対する、「反亂」、「擅權」、「辱職」、「抗命」、「逃亡」等(陸軍刑法第二編)

については、重罪認定が陸軍刑法に規定された。このように兵員に対する徹底した内務教育と厳しいパニッシュメントを用意し、軍隊規律の維持を図ったが、兵卒教育は進まず、識字率等の問題があり、兵員の教育程度を掌握する必要があった。

1905(明治38)年文部次官通牒巳省普33號により<sup>(38)</sup>、各府縣に対して徴兵検査に際して、学力調査を行うよう命じている。文部省も一般教育により青年の教育レベルを把握することは必要であった。徴兵検査を受ける全壮丁を定期的且網羅的に測定できる利便性があり、また、軍部としても兵士の教育程度を事前に知っておくことは、配属配置に資するものであった。壮丁教育調査は、1899(明治32)年陸軍省が統一的に実施した『普通教育検査』が端緒である。

実施結果は、下表のとおりである。

区分 年次	大學卒	左と同等	高等學 校・専門 學校卒	左と同等	中學卒	左と同等	高等小學 校卒	左と同等	尋常小學 校卒	左と同等	讀書・算 術可能	讀書・算 術不可	總計
明治32					1,339	3,850	26,120	20,362	123,402	37,209	109,009	98,125	419,416
											25.9%	23.4%	
明治33					1,457	4,048	28,544	22,959	127,617	37,996	104,038	84,844	411,503
											25.2%	20.6%	
明治34					2,094	4,381	34,619	22,734	144,225	37,748	97,600	84,047	427,448
											22.8%	19.6%	
明治35				277	3,284	5,662	38,232	28,735	146,146	37,827	95,892	71,871	428,916
											22.3%	16.7%	
明治36			280	78	4,240	5,532	36,703	23,607	124,262	29,319	67,093	54,814	345,928
											19.4%	15.8%	
明治37			388	128	5,054	7,254	50,595	31,638	184,526	33,911	73,769	59,102	446,365
											16.5%	13.2%	
明治38			270	195	4,854	8,360	59,564	35,627	168,522	36,613	61,486	45,846	421,337
											14.5%	10.8%	
明治39			717	492	8,419	9,277	62,717	41,442	145,277	37,536	59,952	33,564	399,393
											15.0%	8.4%	
明治40	924	764	442	486	11,677	10,699	70,557	43,942	155,245	35,624	54,883	28,960	414,403
											13.2%	6.9%	
明治41	535	954	286	539	8,872	10,787	79,940	44,208	175,476	36,330	56,008	25,271	439,296
											12.7%	5.7%	
明治42	639	888	521	782	9,696	10,383	88,331	41,048	191,491	32,525	54,418	22,551	453,275
											12.0%	4.9%	
明治43	807	755	483	777	9,822	9,952	89,797	40,167	181,112	31,809	48,788	18,516	432,785
											11.2%	4.2%	

陸軍省統計年報第16回~26回により筆者作成



本結果から分かるとおり、明治30年前半では、入営した壮丁の20%が、読書算術ができない状況であり、軍の危機感もあり学校教育の充実が求められた。1900(明治33)年の小学校令改正では、義務教育年限が4年に統一され、授業料の無償化も行われた。また、1903(明治36)年改正では、小学校教科書に国定教科書制度が導入され、修身や国史を中心に天皇への忠誠や儒教道徳を強調して国民思想の統制化を図ったが、これらも軍の危機感や方針を文部省が理解した結果であるとも言える。学生生徒の日常生活を学校・警察の両面から取り締るとともに、道徳教育の徹底により、忠臣報国の国民育成を完遂したものと思われる。

## V 帝国会議における青少年対策

警察規則や文部省訓令等は、国会の審議を得ず青少年等に規制をかけるものであるが、刑法、感化法等以外法規制する代表的なものが未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法であり、審議過程における青少年問題をどのように把握していたかを概観する。

### (1) 近代における喫煙及び飲酒の盛隆

#### a 喫煙関係

江戸期中期から嗜好品として煙草が蔓延し、徳川幕府も度々煙草禁止令を発出している。1868(明治元)年戊辰閏四月日闕布告により「阿片煙草ハ人ノ精氣ヲ耗シ命數ヲ縮メルル候品ニ付…持渡候事嚴禁…萬一世上ニ流布致シ候テハ生民ノ大害ニ候間賣買ノ儀ハ勿論一己ニ吞用ヒ候儀決而不成候若シ御性禁相犯シ他ヨリ癌顛ル、ニ於テハ可被處嚴科候間心得違無之様末々ニ至ル迄堅ク可相守者也」とし、また、1875(明治8)年第218號布告で、「煙草ノ儀來ル明治九年一月一日ヨリ課稅稅可致候條此旨布告候事」と課稅方針を示し、同年10月に『烟草稅則』を發出した<sup>(39)</sup>。次いで1904(明治37)年煙草專売制を敷き、專売稅収は3,360万円、租稅收入の約6.3%となった<sup>(40)</sup>。国の奨励から煙草葉生産農家の増加とともに

喫煙者も増加した(林雅代は、三宅米吉(東京高等師範学校長)が発行する教育雑誌『文』を解説し、明治21年当時は全国の師範学校、中学校で生徒の喫煙は殆んど禁止されていなかったと紹介している<sup>(41)</sup>)。

1900(明治33)年文部省訓令第5号は、「學校生徒ノ喫煙ニ關シテハ小學校ニ在リテハ明治二十七年文部省訓令第六號ヲ以テ…禁ズベキ旨訓令…中學校等ニ在リテモ實際喫煙ヲ禁止セルモノ多シ…取締上其ノ生徒ノ成年以下ナルト以上ナルト學校ノ内外トヲ問ハズ…禁止」し、違反を出さないよう訓示している。更に1906(明治39)年に学生の頹廢傾向を受けて、学生生徒ノ風紀振肅ニ関スル件(文部省訓令第1号)が発せられ、「近來青年女子ノ間ニ往々意氣銷沈シ風紀頹廢セル傾向アル…甚シキハ放縱浮靡ニシテ操行ヲ紊リ、恬トシテ恥チサル者ナキニアラス」とまで訓示している。

この時期、安田操一によれば、「煙草の需要が多くなった時は国民が安逸瀟蕩に陥った時」とし、「ニコチン中毒が最も猛威を逞ふする時」と警鐘を鳴らしている<sup>(42)</sup>。さらに、安藤健壽も「ニコチン中毒の模様」として「勤勞を厭ふに至り易い」等と、禁煙実践を提唱している<sup>(43)</sup>。

#### b 飲酒関係

1901(明治34)年の酒造所は約13,000か所、醸造石数463万石(約83万キロリットル)であり<sup>(44)</sup>、1899(明治32)年に酒税は、地租を抜いて初めて国税の税収第1位となり、以後地租とともに国税の中樞を占め、自家製醸造を禁止するなど税収の確保に腐心している。

我国旧習による青年層は、15歳か20歳位までとされ、これらの者が集まって時々濁酒を飲みながら、平生の苦痛を癒し勇気を鼓舞する習慣があった。また、各地で加入年齢概ね13才~17才の若者宿・若衆宿と呼ばれる団体生活があり、地域の文化や伝統の継承、地域への貢献活動が教え込まれるローカルルールがあり、そこでは、村落の補修や祭りなどの行事に飲酒が伴うことが常態化していた<sup>(45)</sup>。つまり学校へ行かない15歳前後の子どもは地域のこうした集まりに参加し、成人を迎えるため

の訓練を受ける。その中で酒を飲み煙草を吸うことも経験していく。当然、保護者も同様の経験をしており、飲酒・喫煙に対する許容性が認められる。むしろ癡癲や不良・犯罪行為に敏感で、1880(明治13)年東京警視本署の布達甲第16號では、「癡癲人看護及ヒ不良之子等教戒ノ為メ私宅鎖鑰出願街手續去ル明治十一年五月甲第三十八號ヲ以テ布達候處右ハ區戸長ノ奥印ヲ受クルニ不及…」とし、届出のみで家屋内での幽閉を可としており<sup>(46)</sup>、虐待の温床となっていた。

また、青年の酒害に関して、大城幸之一は、「嗜酒病」として、「抑鬱状態」や「前後不覺醉眼朦朧」等があるとし、危険性を指摘するものの<sup>(47)</sup>、社会の反応は鈍い状態であった。

## (2) 未成年者喫煙禁止法審議過程における幼年者対策論

1899(明治32)年第14回帝国会議衆議院へ提出された「幼年者喫煙禁止法案」の提案理由を提出者根本正議員が述べている。提案理由は、①「近來小學校ノ子供ガ輸入ノ巻煙草ヲ吸ウ者ガ日々増加シ…」と警告し、②「煙草ト云フモノハ阿片ノ如ク…神經ヲ麻痺シ知覺ヲ遲鈍ニスルモノ」で心身を害する、③「獨逸ニ於テハ十六歳以下ノ子供ニ煙草ヲ喫マセヌ…軍人タルニ不適當タラシムル」、④外国の例では「ヴラルジニア州、アイオロ州ノ如ク十八歳以下ノ者ニ對シ煙草販買禁止法ヲ施行セル各州ノ少年ヲ喫煙スル他州ニ比スルニ徴兵検査の成績頗ル良結果ヲ呈セリ」と説明している<sup>(48)</sup>。また、適年齢18歳については、「亞米利加ノ公使ノ所ニ往ッテ…色々調査ヲシテ貰ッタ末、又アチラノ法律ナドモ調べマシタ…」と外国の法令を参考にした旨説明している。更に、井上角五郎議員は、「…寧ろ煙草ハ全躰ニ禁ジナケレバナラヌ…ソウ迄モ行キ兼ネルト思ヒマス」と述べ、18歳で良いと主張している。文部省普通學務局長柳沢政太郎は、学校の生徒への対応について、「子弟ヲ教育スル上ニ於キマシテハ、…自由ノ意志ヲ束縛致シテ、自ラ重ジ自ラ制スルト云フヤウナ範圍ヲ狭メテ往クノハ、甚ダ宜シクナカロウ」と説明し、学生だけを

特別に厳しくする必要はない旨主張している。なお、同年12月19日の衆議院本会議で、内田雄藏委員から、名称を「幼年者喫煙禁止法案」から「未成年者喫煙禁止法案」へ変更した旨の報告がなされた<sup>(49)</sup>。適用年齢を18歳から20歳未満としてことは、民法の成年年齢に合致させたことと、取締りに伴う困難を考慮したという理由が挙げられている。

1900(明治33)年1月の貴族院本会議に「未成年者喫煙禁止法案」として上程された<sup>(50)</sup>。審議では取締りが適正に執行できるか否かについて、伊達達宗議員から質問が出されている。文部省参事官岡田良平は「十分ニカヲ盡シテ行ウ…、併ナガラ自分ノ家ノ中ニ於テ喫煙…公衆ノ居リマセヌ所テ喫煙スル…中、十分ノ取締ハ附ケ兼ネル…」が、「學校ニ於テ喫煙スル…校堂ニ於テ喫煙スルトカ云ウコトノ取締ニ於テハ十分取締ガ附カウカト思ヒマス」と答えている。政府は取締りが十分に行えるとは考えていない実情があり、貴族院議員二條基弘も「政府ノ方ニ於テモ必ズ責任ヲ以テ之ヲ厲行スルト云ウコトハ出来ナイヤウナマア意味ノヤウニ聞エマシタ」と言い、「法律ヲ以テ制裁ヲ加フベキモノデアルマイ、…學校トカ又ハ即チ家庭教育ノ父兄タル者ノ責任ニ於テヤルベキコトガ至當」としている。同院久保田讓議員は、「青年風紀」上必要な法律であると主張し、「小學校ノ子供が十ヤ十二三ノ子供ガ往来ヲ煙草ヲ脚ヘテ歩イテ居ル…一國ノ風紀ヲ紊ル」等として、取締りの必要を主張した。

法案は、1900(明治33)年3月6日公布され、法律成立後の内務大臣西郷従道の訓令には、「未成年者喫煙防止法ノ施行ニ就イテハ風紀ノ改良ヲ趣旨」とするものであり、法律の目的を達するよう指示するも、併せて、「急激ニ之カ取締ヲ厲行スルハ苛刻ニ過クルノ嫌ナキニアラサルヲ以テ寛嚴其ノ度ヲ斟酌シ執行」せよとしている。法律施行時から訓示の規定であり、むやみに強権的な法の運用を避けるよう指示している<sup>(51)</sup>。

審議の賛否は別に、議員や政府関係者には小学生を始めとする未成年者の喫煙は、風紀上、教育上等から規制の必要があり、喫煙は青少年の不良化対策の重要施策と考えていたものと思われる。

### (3) 未成年者飲酒禁止法審議過程における幼年者対策論

1901(明治34)年2月の第15回帝国議会衆議院に根本正議員他6名により、「未成年者飲酒禁止法案」が提出された。提出時は、第1条に「未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス」、第2条で「前條ニ違反シタル者又ハ未成年者タルヲ知りテ酒類ヲ飲用セシメタル者若ハ未成年者に對シテ親權ヲ行フ者ニシテ情ヲ知りソノ飲酒ヲ制止セサル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス但シ結婚及縁組ニ關スル禮式ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス」とする簡素な法案である。根本正は提案理由の中で、国家を富ませ社会を高尚にするのは教育であることを主張し、本法案は、未成年者を罰するのではなく、「今日青年ニシテ墮落放蕩ニアルヲ救ツテ、國民タル本分ヲ盡サシメントスルノデアリマス、青年ガ飲酒ノタメニ其學業ヲ中絶シ、或ハ落第スル者ガ常ニ枚擧スルニ暇アラザル程…」と警告した。また、条約改正のためにも学生がその本文を達成できるよう方針を立てるべきであると主張した<sup>(52)</sup>。議案に対して、花井卓藏議員は、「甚ダ懸念ヲスル」とし、本法違反の取締りについて、「夜半一家団樂ノ場所ヘ入ツテイキ取締」が出来るのかと疑義を現している。行政命令により行うべきと主張し「即チ議會ノ協賛ヲ經ルヲ要セザル所ノ行政手續ニ據ッテ効アル方法」があり、「法律トシテマデ取締マラナケレバナラヌト云フ必要ヲ私ハ發見セヌ」とした。また、望月長夫議員は、「少年ヲ刑餘ノ人ト爲ス…其得失相償ハザルコトハ明瞭デアル」と反対意見を述べている<sup>(53)</sup>。本案は、同年3月16日議会において賛成少数で否決された。

次の帝国議会にも提出され、名称は『幼者飲酒禁止法案』であった。根本の説明によると「昨年ノハ未成年者ト云フコトデ、二十歳以下ト云フコトニナッテ居リマス、今年ハ十八歳以下ト云フコトニ致シマシタ…是ハ外國ノ例ヲイロ、見マシタ」と説明している。また、「學生ガ之ガタメニ品行ヲ破ツテ…業ヲ遂ゲナイヤウナ例ガ幾ラモアリ…即チ此知能ヲ酒ノタメニ奪ハレテ…酒ニ托シテ罪ヲ犯ス」と説明している。更に、司法省の資料から未成年者の犯罪人が、明治31年23,372人、32年17,336人

あり、東京等の都市に就学のため集まった者で酒のために色々失敗をし、罪を犯すようになった者が少なくないとしている<sup>(54)</sup>。

第16回貴族院では、永井嘉六郎委員長から委員会で「幼者飲酒」という語は不適當となり、「之ヲ「未成年者飲酒禁止法」ト云フコト僭ニ致シマシタ」と再修正したこと説明した。更に、実施が困難との反対論（特に政府委員の意見）については、「彼ノ喫煙ノコト杯モ…敢テ若慮モナク…」実施していると指摘し、飲酒に関しても可能であるとしている。その上で「未丁年者…學行ノ上ニ於イテモ、其他ニ於イテモ、國家ノタメニ大ナル利益ト存ジマス」とし、賛同を促している。これは、良き臣民、活躍できる経済人、精悍な将兵を生み出すためには幼年期教育が必要であることを指している。

取締に関しては、各省の担当者呼び確認すると、内務省は「…取締ハ多少困難デアルケレドモ内務省ニ於イテハ衛生上斯ノ如キ取締ヲスルコトハ必要」とし、文部省は「強テ反対ヲスル必要ハナイケレドモ…法律ヲ以テ制定スル必要モ認メナイ」、「文部省ニ於イテハ學校ノ生徒ニ對シテハ教育上ノ取締ヲ以テ制裁スル」方針であるとした。特別委員長廣澤金次郎は、「政府内部ニ於テモ此法律ニ對スル意見ハ一致シテ居ラナイ」と報告した。また、法案中にある「吉凶禮式」の範囲については、内務省は、法案が成立すれば「内務省ハ行政權ヲ以テ、即チ省令ヲ以テスルトカ或ハ訓令を以テ…詰り相當の範圍ヲ定メル」と説明している<sup>(55)</sup>。

本田親雄議員からは、「到底此法案ヲ出シタ所ガ十分ノ取締ノ出來ル筈ハナイ」と質したことに對して、廣澤は「政府ハ成ルベク十分ニ取締スルト云フ精神デ執行スル…内務省デハ斷然出來ナイトハ申サナイガ困難デアル」と認めている。村田保議員は、「藝妓杯ト云フ者ハ未成年者ガ多イ、是ハ第一番ニ廢業シナケレバナラヌ、…學校ノ生徒…酒ヨリ外ニ惡ルイコトガアロウ…遊廓へ這入ルト云フコト」と述べ、当時の飲酒對する日本人の許容度の問題が浮き彫りにされる。

その後、第16回廃案、第21回では、内務省警保局長仲小路兼廉が、「隋

分困難ヲ感ジマスル…喫煙禁止法デ、是モ今日マデノ成蹟ニ據リマスト…随分困難ヲ感ジテ居リマス」と言い、文部省普通學務局長澤柳政太郎は、「既ニ各學校ニ於テ別段ニ訓令ヲ俟タズシテ、ソレク飲酒ノ如キハ禁止シテ居ル所ガ多イ」ことから特に訓令等を発しないと説明している。両省とも趣旨は賛成であるが、具体的な取締りでは制約が多く実効性が担保できないとしたことから<sup>(56)</sup>、廃案となっている。

第22回帝国国会議衆議院では、根元は従前の説明に加え、「所謂生産力ノ發達スル國…、或ハ海陸軍ノ實際ニ有力ナル國…青年ト云フモノヲ第一ニ教育スル點ニ注意シテ」国民育成をしているとし、更に「實際ニ大ニ飲ム習慣アル國ノ學生ト、飲マナイ國トハ、誠ニ生産力其他海陸軍ニ付イテモ結果ガ餘程違フ」と説明し、国威向上・軍人養成のために必要であるとした<sup>(57)</sup>。委員会で富島暢夫議員は、「要スルニ是ハ教育問題、家庭教育ノ問題、…第二ニハ取締ガ困難デアル…斯ウモノヲ法律テ取締ルト…犯罪ヲ増ヤスヤウナモノデアル」と反対の意見を述べている。賛成意見として小田文行議員は、「多クハ十三四歳ヨリ十五六歳ノ場合ニ、身ヲ誤ル者ノ出來ルノハ、是マデ學生ノ常デアリマス…世ノ中ノ徳義ト家庭ニノミ任シテハ、トテモ制シ切レヌ」と発言し<sup>(58)</sup>、この時期に中等学校の生徒の喫煙・飲酒事案が多く発生しており、法制化もやむを得ないものとしている。

その後、第23回から第26回、第31回、第32回と提出され、第35回帝国国会議で可決された。第24回貴族院では、飲酒の害が影響を受ける年齢層についての議論がなされ、文部大臣牧野伸顯は「現今ノ學校ノ情況ヲ見マスルト、飲酒ニ付イテハ勿論随分弊ガアツテ學校上其他取締ニ困難シテ居ルコトガアリ…法律ノカヲ假ラヌケレバ目的ヲ遂ゲルコトガ出來ヌ時代ガ有ルカモ知レマセヌ」とし、法制化是認を示している<sup>(59)</sup>。

度重なる否決に根本は第25回では、提案理由を一部修正し、教育に掛けるコストパフォーマンスの観点から飲酒禁止の法制化が必要であるとし、「教育ノタメニ税トシテ四千五百万圓使ッテ居ル…故ニ斯ノ如金ヲ

使ツテ行ク以上ハ其金ヲシテ有力ナラシムル…」ことが肝要であり、国家未来のために法案に賛成せよと述べている<sup>(60)</sup>。法制局長官一木喜徳郎は、「此法律ヲ厲行シヤウト致シマスト更ニ一層ノ害ガアルト云フコトヲ虞レマスルガタメニ」同意出来ないとしている<sup>(61)</sup>。これは取締の実効性が担保できないこと、有名無実の法律を作ること避けたいとの思いである。第26回衆議院でも、内務省警保局長有松英義が「執行ノ責ニ任シ得ルヤト云フコトニナリマスト、取締ノ局ニ當ツテ居リマスモノハ遺憾ナガラ御請合ガ出来マセヌ」と述べ<sup>(62)</sup>、否定的な見解を示している。

ところが、第30回貴族院では、内務次官水野練太郎が「現政府ニ於キマシテハ此案ニ對シテ全然同意…政府ハ取締上困難ヲ感ズルト云フ理由ヲ以テ反對(したが)(筆者挿入)…然ルニ其後、法案ノ形ガ變ツテ參ツテ、…未成年者ヲ直接ニ罰スルニ非ズ、」営業上の取締りに関する法律となったことから、取締りが可能となったとの理由で方針転換した<sup>(63)</sup>。第31回衆議院でも、文部省學務局長田所美治から「明治四十二年ノ九月ニ訓令ノ十二號ト云フノヲ以チマシテ、飲酒ノ取締ヲ要スベキコトヲ謠ヒマシテ」取締りを強化しおり、法案に異議はないと答弁している<sup>(64)</sup>。

その後第35回帝国国会議衆議院に法文案を修正し、未成年者喫煙禁止法と平仄を合わせたことから、法案を可決している。

## VI まとめ

上述したように、明治中期以降の未成年者不良化の概念は、小学生等の喫煙・飲酒行為及びそれに伴う迷惑行為(違式註違条例該当)、娼藝妓場登楼など風俗問題、学校紛擾問題、都会のグレ(流入者の新グレ)問題、瘋癲・乞丐行為などがその中心的な問題としてクローズアップされた時代である。この背景には、貧困に伴う幼少期就労・未就学、身体的精神的な煩悶(精神疾患)・被虐待行為、学校未整備による高等教育機会の不均等及び風俗産業・頽廢文芸の隆盛或いはカフェ等新たな溜まり場の発生があり、これらが逸脱行動化の要因として認識されていた。特に、娼



藝妓などの取締については、江戸時代の1842(天保1)年にも私娼撲滅令による公認以外の賣娼及び施設の取払い等を実施しているが<sup>(65)</sup>、密賣淫等が解消されたことはない。

この未成年者不良化に対する対応手段としては、各種の警察規則、司法省・文部省の訓令等であり、法律での規制は、刑法を除いては、行政執行法(明治33年法律第84号)、未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)、未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)による規制が主なものであった。既に明らかにしたように、不良化の要因は、単一単純なものではなく、種々の要因が錯雑している。因習風習などの環境要因や家庭・学校・職場等の帰属集団要因に加え、時代の文化や流行等と個人的な怠惰放縦が織りなす結果と考えられる。明治期の不良少年矯正策は、殖産興業や富国強兵へ資するものであるとの前提条件があり、個々の対象者の問題性の改善や社会統合の観点は二次的付随的なものであったと言える。

昨今の非行化概念としても、若者の貧困問題、児童虐待、学校のイジメや不登校問題、風俗産業問題及び各種障害による差別問題、更には情報過多等が非行化の根底のあることを考察した場合、非行化要素について、明治期と現代とにあまり違いは無いのではかと思われる。百数十年前に苦慮し、種々の対策をとったものが、現時点でも対策が必要となっている。明治期では、警察による保護検束等の強制手段、学校においては放校処分などの強権的な手段が通常の対策であったが、人権を尊重する現在では、福祉的対策、保護的対策が主要手段である。最近の少年非行は、数値的には減少傾向を示しているが、不良化問題の要因が解消しているわけではない。若者を取り巻く諸要素と個々人の特性や個性を十分に斟酌した対策が必要となってくる。子どもの人権を尊重し、非行犯罪者とのスティグマを与えないアプローチが求められる。

司法的措置と福祉的措置の連動・協働が不可欠で、最近では therapeutic justice<sup>(66)</sup>という言葉が人口に膾炙されている。スローガンに留まり、対

象者に関する支援やケアの永続性や実効性が担保されない限り、司法領域者の自己満足や一過性のもので終わることとなる。起訴猶予や審判不開始等が目的化されてはならない。司法領域者は福祉領域者へどのような支援を持続的に実施するか、福祉領域者は司法制度の意義をどのように理解しているかを相互に絶えず確認し合い、円環的相補体制が構築されなければならない。「福祉は受け皿」との観念では協働化とは言えない。また、起訴猶予・不起訴処分や審判不開始等となった後の支援的ケアが実施されているか、実施されている支援は対象者のニーズに十分応えているか等を検証・確認するシステムが必要となる<sup>(67)</sup>。昨今の青少年非行は、減少傾向にあるものの累犯化や重複的な負因を有している者が多い。まさに、therapeutic justice and treatment を追求したいものである。

- (1) 司法省蔵版明治十三年印刷第九章第一款幼年年齢及び第七章第二款親ノ権
- (2) 加賀谷真澄「明治の貧困をめぐる叙述：歴史的文脈から読み解く」筑波大学文学研究論集2014年19頁～
- (3) 小河滋次郎「未成年犯罪者ノ處遇」明治36年恵愛堂11～14頁
- (4) 留岡幸助「第貳編家庭學校」明治35年警醒社書店48～59頁
- (5) 「文部省訓令 第一號」『法令全書明治三十九年訓令』148～149頁
- (6) 富士川游「兒童の教養」昭和5年養正書院190頁～
- (7) 司法資料127號「刑法改正に關する比較法制資料」司法省調査課昭和3年4月163頁～
- (8) 東京警視本署では、明治十三年三月廿七日布達甲第十六號により「瘋癲人監護及ヒ 不良子弟等教戒ノ爲メ私宅鎖縛出願手續去ル明治十一年五月甲第三十八號ヲ以テ布達候處右ハ區戸長ノ奥印ヲ受クルニ不及其事由ヲ詳記シ懲治檻入願手續第一條ニ照準シ親戚連印ノ上所轄警視分署へ願出認可ヲ受候儀ト可相心得此旨布達候事」とした。明治十三年一月至同十二月東京警視本署布達全集
- (9) 米田庄太郎「續現代社会會問題」弘文堂書房大正10年159～182頁

- (10) 麻布鳥居坂警察署 博英社非売品昭和6年13～15頁
- (11) 内田誠「明治前期における行政警察的取締法令の形成－違式註違条例から及刑法第四編違警罪へ－」早稲田大学法学会誌第33巻昭和59年29頁～
- (12) 丸尾昌雄「警察監獄顧問」修學堂明治35年201頁～
- (13) 太政官布告明治2年9月17日「東京中非人乞丐共此度於本府夫々取調廢疾老幼ノ外壯健ノ者ハ舊國へ引渡候ニ付舊縣ニテ受取候上ハ以后再度管轄丐へ不立出様屹度處量可致事」
- (14) 瘋癲人取扱項日本達乙第62號明治20年5月明治21年大阪府警察本部155頁
- (15) 新堀哲岳「問題の街頭少年」昭和11年章華社72頁
- (16) 普文學會編「警察法監獄學問題義解」清水書店明治41年27頁
- (17) 大阪府府史編纂室編「大阪府令集3自明治13年至明治16年」昭和46年3月483～484頁
- (18) 大場茂馬「人權伸張論」廣文堂書店大正4年209～215頁  
司法省が公娼廃止(私娼容認)した理由はこれにあると推認できる。
- (19) 大日方純夫「日本近代国家の成立と警察」校倉書房1992年272頁
- (20) 新井新「日本警察全書江編」白樂圃明治11年351頁
- (21) 油谷次郎「警鐘」岡山孤兒院活版部非売品明治28年4月10頁
- (22) 高木五十太「娼妓論」友松軒明治23年10～13頁
- (23) 鈴木龜壽(文部省参事官・栃木縣視學官)「視學要言模範學校」同文館藏版明治24年158～159頁
- (24) 日比野寛「青年子女墮落の理由：附其矯救策」金港堂書籍明治40年6～7頁
- (25) 東京府教育會編「教育法令」國文社明治30年884頁
- (26) 一連の達・訓令等の出典 文部大臣官房文書課「教育法規類抄索引」三協合資会社明治27年417～429頁
- (27) 寺田勇吉(文部参事官・視學官)「學校改良論全」南江堂書店明治31年1～84頁
- (28) 寺崎昌男「明治学校史の一断面－学校紛擾をめぐって－」日本の教育史学14巻 教育史学会昭和46年24～43頁
- (29) 留岡幸助「社會と人道」警醒社書店明治43年126～132頁
- (30) 井田竹治「學生風紀問題」弘文館明治35年35～74頁
- (31) 日比野寛「青年子女墮落の理由附其矯救策」金港堂書籍1～122頁

- (32) 松原太郎「明治期神田学生街の形成と私立法律学校」明治大学資料センター報告第37集大学史活動112頁
- (33) 脇田良吉「異常児教育の実際」金港堂書籍 大正4年6～9頁
- (34) 奈良県立農林学校一覧明治39年2月調52頁国立国会図書館D C
- (35) 亘理章三郎「軍人勅諭の御下賜と其の史的研究」安久社昭和7年167頁
- (36) 愛知県警察部「愛知県警務須要」明治25年印刷責任者英比八次郎 97頁
- (37) 軍隊内務書 陸軍省印刷御用小林又七 明治21年
- (38) 社会教育パンフレット 第12輯 財団法人社会教育協會大正15年1頁
- (39) 渡邊鼎編輯「烟草税則纂」藤本活版所明治12年5月5日 1頁～
- (40) 小岩信竹「明治前期の烟草生産地帯における商人活動」一秋田県平鹿郡増田村石田家の事例－弘前大学経済研究大18号平成3年33頁。  
渡邊鼎編輯「烟草税則類纂」明治12年藤本活版所2頁～  
明治9年烟草税則では、営業税と印紙税の徴収を実施し、その後の明治31年「葉烟草専売法」で廃止された。
- (41) 林雅代「近代日本の「青少年」観に関する一考察」平成7年教育社会学研究第51集70頁
- (42) 安田操一「禁煙の實驗」明治43年東亞堂書房19頁～20頁
- (43) 安藤健壽「實驗禁煙法」明成43年丸山舎書籍部51頁～58頁
- (44) 市川孝一「酒の生活学」-日本人の飲酒行動と飲酒文化－  
<https://bunkyo.repo.nii.ac.jp/index.php> 46頁
- (45) 松浦勲・大村恵子「日本最後の若者宿一鳥羽市答志の寝屋子の研究」平成14年九州工業大学研究報告. 人文・社会科学51巻50頁
- (46) 須原鐵二「東京警視本署布達全書」稲田活版所 明治14年8頁
- (47) 大城幸之一「醫學上より見たる酒害」沖縄廢酒期成會6頁
- (48) 第14回帝国会議衆議院議事速記録第7號 明治32年12月12日83頁
- (49) 第14回帝国会議衆議院議事速記録第10號明治32年12月19日20頁
- (50) 第14回帝国会議貴族院議事速記録第13號明治33年1月23日189頁～
- (51) 明治33年3月13日訓第342號 内務大臣侯爵西郷從道
- (52) 第15回帝国会議衆議院議事速記録第7號65～67頁明治34年2月10日
- (53) 第15回帝国会議衆議院議事速記録第10號118～頁明治34年2月21日
- (54) 第16回衆議院幼者飲酒禁止法案委員會會議録第2回3頁～明治35年2月12日
- (55) 第16回帝国会議貴族院議事速記録第20號343～347頁明治35年3月4

日

- (56) 第21回衆議院未成年者飲酒禁止法案特別委員会會議録第1回明治37年12月21日1頁～
- (57) 第22回帝国議会衆議院未成年者飲酒禁止法案等委員会會議録第2回明治39年2月20日3頁～
- (58) 第22回帝国議会衆議院未成年者飲酒禁止法案等委員会會議録第3回明治39年2月22日9～11頁
- (59) 第24回帝国議会貴族院未成年者飲酒禁止法案特別委員会議事録第2號明治41年3月24日5頁～
- (60) 第25回帝国議会衆議院議事速記録第8號明治42年2月17日126頁
- (61) 第25回帝国議会衆議院議事速記録第10號明治42年2月21日163頁～
- (62) 第26回帝国議会衆議院未成年者飲酒禁止法委員会議事録第2回明治43年2月9日3頁～
- (63) 第30回帝国議会貴族院未成年者飲酒取締ニ關スル法律案特別委員会議事録第1號大正2年3月18日2頁～
- (64) 第30回帝国議会衆議院未成年者飲酒取締ニ關スル法律案特別委員会議事録第1號大正2年3月1日3頁～
- (65) 伊藤秀吉「紅燈下の彼女の生活」実業之日本社昭和6年93頁
- (66) 参考文献として「成城大学治療的司法研究センター」発行『治療的司法ジャーナル第1号』2018年参照
- (67) Through care Programが参考となる。例えば、North Ayrshire Health and Social Care Partnership や Sacro Through care Service の場合は、非行、不良行為、精神疾患による反社会行動に対して、各種のプログラムを実施するとともに法的、医療的な支援を行う。公的部門とのパートナーシップである。